

概 要

審査請求人（以下「請求人」という。）は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が算定した給付基礎日額について不服があるとして審査請求をしたが、審査官は、監督署長が算定した給付基礎日額は妥当なものと判断し、審査請求を棄却した事例

要 旨

1 事案の概要及び経過

請求人は、タクシー運転手業務に従事していたところ、平成〇年8月〇日、走行中に交通事故により「頸椎捻挫、胸骨打撲傷」を負った。

請求人は、症状固定後に障害補償給付を請求したところ、監督署長は、障害等級第5級に該当するものと認め、平成〇年5月から7月に支払われた賃金（賃金締切日：月末）から給付基礎日額を算定したが、この給付基礎日額にスライド率を乗じて、請求人の給付基礎日額を9,000円と決定した。

2 審査請求の理由

給付基礎日額の算定において、平成〇年7月に受講した研修期間（6日分）は乗務時の賃金よりも低いため、当該期間の賃金が算定に含まれたことにより、給付基礎日額が下がってしまったため、当該研修期間の日数及び賃金を差し引いて算定するよう希望する。

3 原処分庁の意見

事業場から提出された賃金台帳を確認し、請求人に支給された発症前3か月間の賃金支給総額に基づき、給付基礎日額を算定した。

4 審査官の判断

- (1) 給付基礎日額の算定期間は、賃金締切日がある場合においては、直前の賃金締切日から3か月間さかのぼることとなり、本件については平成〇年5月から7月が算定期間となる。
- (2) 平成〇年7月に請求人の受講した研修期間日数と、その期間に支払われた賃金については、労働基準法第12条第3項に規定されている賃金の総額から控除すべき期間（参考：休業期間及び試みの使用期間）に該当しないことから、当該期間に対して支払われた賃金を控除せずに行った原処分庁の算定は妥当であり、給付基礎日額は9,000円となる。
- (3) したがって、監督署長が請求人に対してなした障害補償給付の支給に関する処分は妥当であり、これを取り消すべき理由はない。